

京都市清酒の普及の促進に関する条例（平成25年1月1日京都市条例第 32 号）（産業観光局商工部伝統産業課）

市民にとって身近なものである「乾杯」の機会に本市の伝統産業である清酒を用いることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解及び伝統産業の普及促進のため、条例を定めるとしました。

この条例は、平成25年1月15日から施行することとしました。

京都市清酒の普及の促進に関する条例を公布する。

平成25年1月1日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第32号

京都市清酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統産業である清酒（以下「清酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(本市の役割)

第2条 本市は、清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 清酒の生産を業として行う者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、本市及び事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して14日を経過した日から施行する。

(産業観光局商工部伝統産業課)